

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社との合併に関する
会社法第801条第1項及び同条第3項第1号並びに
会社法施行規則第200条に定める事後備置書類

黒崎播磨株式会社

2026年1月9日

合併に関する事後開示事項

北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏

当社を吸収合併存続会社とし、ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社（本店所在地：北九州市若松区響町一丁目44番1号。以下「ジャパン・ゼネラル・プロダクト」という。）を吸収合併消滅会社とする合併契約（以下「本合併契約」という。また、本合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、2026年1月1日（以下「効力発生日」という。）をもって本合併の効力が発生しました。

本合併に関する会社法第801条第1項に定める事項は下記のとおりです。
※会社法第794条1項に基づく吸収合併存続会社の備置き書類において、代表取締役社長名に誤記がありましたが、正しくは上記のとおりです。

記

1. 本合併の効力発生日

2026年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

当該請求はありませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）

ジャパン・ゼネラル・プロダクトにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行い、その株主は特別支配会社である当社のみであったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第787条（新株予約権買取請求）

ジャパン・ゼネラル・プロダクトは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第789条（債権者の異議）

ジャパン・ゼネラル・プロダクトは、2025年10月17日付の官報による公告を行い、所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当社は、2025年10月17日から電子公告による公告を行いましたが、会社法第796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本合併に反対する旨を通知した株主はありませんでした。かつ、本合併は、会社法第796条第2項規定の要件を満たす合併であったため、該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）

当社は、2025年10月17日から電子公告による公告を行いましたが、会社法第796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本合併に反対する旨を通知した株主はありませんでした。かつ、本合併は、会社法第796条第2項規定の要件を満たす合併であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第799条（債権者の異議）

当社は、2025年10月17日付の官報による公告を行い、かつ、2025年10月17日から電子公告による公告を行いましたが、所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

6. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2026年1月1日をもって、本合併契約に基づき、ジャパン・ゼネラル・プロダクトの資産及び負債並びに権利義務の一切を承継しました。

7. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおり。

8. 会社法第921条の変更の登記をした日

2026年1月23日(予定)

9. その他本合併に関する重要な事項

① 当社は、ジャパン・ゼネラル・プロダクトの発行済株式のすべてを所有していたため、本合併においては、金銭等の交付及び割当ては行わず、また、資本金及び準備金の額の増加は行いませんでした。

② 当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併契約について会社法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行いました。

また、ジャパン・ゼネラル・プロダクトにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行いました。

③ 本合併による当社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

以上

別 紙

黒崎播磨株式会社との合併契約に関する

会社法第 782 条第 1 項に基づく

吸收合併消滅会社の備置き書類

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社



合併契約書（略式合併）

黒崎播磨株式会社（以下「甲」という。）及びジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：黒崎播磨株式会社

住所：福岡県北九州市八幡西区東浜町1番1号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社

住所：福岡県北九州市若松区響町1丁目44番1号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の発行済み株式のすべてを所有しているので、本合併による新株式の発行又は自己株式の移転その他の対価の交付は行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の開催）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

乙の従業員は、合併後、甲の従業員としてその雇用契約を継続するものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2025年9月30日

（甲）

住所 福岡県北九州市八幡西区東浜町1番1号

会社名 黒崎播磨株式会社

代表者 代表取締役社長 江川 和宏



（乙）

住所 福岡県北九州市若松区響町1丁目44番1号

会社名 ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社

代表者 代表取締役社長 山本 健三



2025年10月17日

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長 山本 健三

合併契約に係る会社法施行規則第182条第1項第1号に定める
相当性に関する事項について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約（以下「本合併契約」という。また、本合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、会社法施行規則第182条第1項第1号に定める相当性に関する事項は下記のとおりであります。

記

本合併契約には、会社法第749条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定めはありません。

これは、黒崎播磨株式会社が当社の発行済株式のすべてを所有していることから、本合併においては、金銭等の交付および割当では行わないものであります。

以上

第134期 事業報告

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

黒崎播磨株式会社

事 業 報 告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)における我が国経済は、個人消費の一部に足踏みが残るもの、緩やかな回復基調が継続しました。

しかしながら、当社グループの主要顧客である鉄鋼業界においては、建設向け・製造業向けともに国内鋼材需要が低調であったことに加えて、中国による全世界に向けての破壊的価格での輸出拡大の影響を受け、国内粗鋼生産量は、前連結会計年度に比べ4.5%減の8,295万トンと3年連続で減少し、1970年度以降の年度ベースでは、コロナ禍の2020年度(8,278万トン)に次ぐ過去2番目に低い水準にとどまりました。また、世界鉄鋼協会発表による2024年1～12月の粗鋼生産量は、インドは前年同期に比べ6.3%増の1億4,960万トンであったものの、世界全体では前年同期に比べ0.8%減の18億8,260万トンとなりました。

このような厳しい経営環境の中、堅調なインド鉄鋼市場での拡販、生産性向上・歩留まり改善等の自助努力、原材料等コスト上昇分の販売価格への着実な転嫁を推進した結果、前連結会計年度に対して連結売上高、連結当期利益とも増加しました。連結経常利益は、営業外為替差益等一過性の差異もあり前連結会計年度に比べ減益でしたが、2025見直し経営計画の目標150億円を上回る水準を達成しております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、次のとおりです。

[売上高]

耐火物事業におけるコスト上昇分の着実な販売価格転嫁及び国内外での事業拡大、ファーネス事業における大型工事案件の受注等により、売上高は前連結会計年度に比べ0.5%増収の1,779億21百万円となりました。

[損益]

耐火物事業で、国内外の粗鋼生産量減少やスポット案件剥落の影響を受けたことや、セラミックス事業で、半導体製造装置向けセラミックス材料と家庭用燃料電池向け断熱材が受注の谷間となったことにより、営業利益は前連結会計年度に比べ4.2%減益の140億82百万円、経常利益は同6.5%減益の153億16百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は同1.0%増益の125億35百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

なお、各セグメントの売上高は、外部顧客への売上高であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれていません。また、セグメント利益は営業利益ベースです。

[耐火物事業] (各種工業窯炉に使用する耐火物全般の製造販売)

売上高構成比 **83.5 %**売上高 **1,485.3 億円**

国内外の粗鋼生産量減少やスポット案件剥落の影響を補填すべく、堅調なインド鉄鋼市場等での事業拡大を進めたものの、売上高は、前連結会計年度に比べ2.2%減収の1,485億38百万円、利益は、同9.8%減益の114億33百万円となりました。



[ファーネス事業] (各種窯炉の設計施工及び築造修理)

売上高構成比 **11.1 %**売上高 **197.2 億円**

整備単価上方改定及び大型工事案件の受注により、売上高は、前連結会計年度に比べ29.6%増収の197億28百万円、利益は、同175.0%増益の15億18百万円となりました。



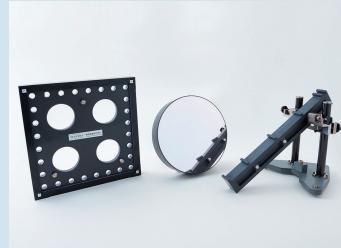
[セラミックス事業] (各種産業用セラミックスの製造販売及び景観材の販売)

売上高構成比 **4.4** %

売上高 **78.0** 億円



半導体製造装置向けセラミックス材料と家庭用燃料電池向け断熱材が受注の谷間となったことにより、売上高は、前連結会計年度に比べ5.1%減収の78億9百万円、利益は、同43.3%減益の4億82百万円となりました。



[不動産事業] (店舗・倉庫等の賃貸)

売上高構成比 **0.4** %

売上高 **7.3** 億円

売上高は、前連結会計年度に比べ横ばいの7億37百万円、利益は、同4.3%増益の5億94百万円となりました。

[その他] (製鉄所向け石灰の製造販売)

売上高構成比 **0.6** %

売上高 **11.0** 億円

売上高は、前連結会計年度に比べ14.2%増収の11億7百万円、利益は、同13.1%増益の55百万円となりました。

なお、石灰事業については、2025年3月31日をもって事業撤退いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は85億28百万円であり、その主なものは次のとおりです。

① 耐火物事業の設備投資	63億45百万円
② ファーネス事業の設備投資	6億49百万円
③ セラミックス事業の設備投資	13億60百万円

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金及び借入金によってまかないとおりました。

(4) 対処すべき課題

① 2025見直し経営計画（2021年度～2025年度）について

当社グループは、「鉄と産業を支える世界第一級の総合セラミックス企業」を目指し、中長期的な経済社会情勢も見据え、2025年度までを実行期間とする5か年の経営計画を策定し実行しています。

■ 経営計画（2021年度～2025年度）は2023年7月に見直し

「2025経営計画」は2021年に策定後、実行2年目にあたる2022年度の経営成績において、財務目標を概ね前倒しで達成しました。これに加え、当社グループを取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、今後の市場環境を見据えてさらなる成長を目指すべく、2023年7月に「2025見直し経営計画」を策定、公表しました。

	2025経営計画 (2021年公表)	2025見直し経営計画 (2023年公表)
連結売上高	1,500億円	1,800億円
連結経常利益	120億円	150億円
ROS	8.0%	8.3%以上
ROIC	—	9.0%以上
設備投資額 (意思決定ベース)	200億円	350億円

・2025見直し経営計画の財務目標（2026年3月期）

連結売上高：1,800億円、連結経常利益：150億円、ROS：8.3%以上、ROIC：9.0%以上

・設備投資

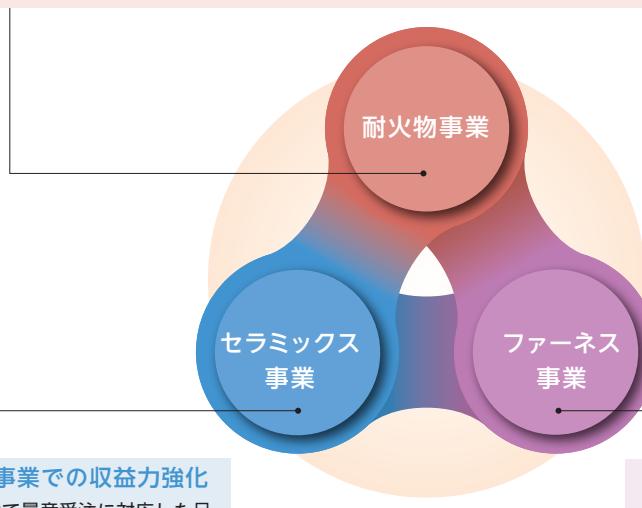
海外事業・セラミックス事業を中心とした成長に向けて5年間の設備投資金額を350億円規模へ増額

「2025見直し経営計画」を支える事業戦略

グループの強みを活かしたグローバル戦略の推進、成長分野への積極的な投資の実施等、利益成長に向けた取り組みを加速します。

耐火物事業での収益・競争力強化

- ▶ 顧客価値最大化に資する高付加価値品の拡販による高収益体制を確立
- ▶ 徹底したコスト削減、カーボンニュートラルを見据えた顧客動向を踏まえた開発推進、グローバル視点で研究開発体制を強化
- ▶ 海外成長市場等、グループ連携強化やパートナー企業との提携・協業深化による非鉄分野を含めた拡大



セラミックス事業での収益力強化

- ▶ 成長分野に向けて量産受注に対応した品質・生産技術力強化
- ▶ 能力増強投資のタイムリーな実行と投資効果の早期発揮

ファーネス事業での収益力強化

- ▶ 大型工事案件を着実に受注し、製鋼・コークス整備作業の基盤を強化
- ▶ 材工一体の技術力を活かした非鉄を含む国内外顧客への提案力強化による拡販

全社的事業基盤の強化と持続可能な社会への貢献

- ▶ カーボンニュートラル含むサステナビリティ活動基本方針に基づく諸施策の的確な展開
- ▶ 安全・衛生・環境・防災・内部統制活動の深化
- ▶ グローバル人材の育成・採用強化及び人的資本強化施策の推進
- ▶ 生産性向上に向けたDX推進強化

加えて、SDGsの取り組み深化、カーボンニュートラルへの弛まぬ歩みを通じて更なる企業成長を目指します。新たな財務目標の達成とサステナブルな社会づくりに引き続き貢献してまいります。

② 2025見直し経営計画の進捗状況について

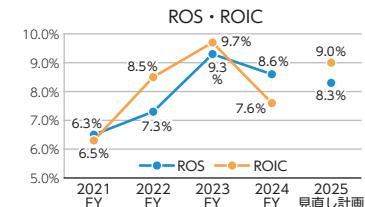
2024年度における我が国経済は、個人消費の一部に足踏みが残るもの、緩やかな回復基調が継続しました。しかしながら、当社グループの主要顧客である鉄鋼業界においては、建設向け・製造業向けとともに国内鋼材需要が低調であったことに加えて、中国による全世界に向けての破壊的価格での輸出拡大の影響を受け、国内粗鋼生産量は、前連結会計年度に比べ4.5%減の8,295万トンと3年連続で減少し、1970年度以降の年度ベースでは、コロナ禍の2020年度(8,278万トン)に次ぐ過去2番目に低い水準にとどまりました。また、世界鉄鋼協会発表による2024年1～12月の粗鋼生産量は、インドは前年同期に比べ6.3%増の1億4,960万トンであったものの、世界全体では前年同期に比べ0.8%減の18億8,260万トンとなりました。

こうした環境の中、生産性向上や歩留まり改善等の自助努力に加え、高収益品の拡販、安定供給の維持に資する労務費上昇分を含むサプライチェーンコストの販売価格転嫁、インド及び欧米事業の拡大等2025見直し経営計画で掲げる各種施策に取り組んだ結果、当連結会計年度における実績は、売上高1,779.2億円、経常利益153.1億円、ROS8.6%、ROIC7.6%となり、営業外為替差益等一過性利益の差異もあり過去最高の経常利益を記録した2023年度には及ばなかったものの、売上高及びROICを除き、2025見直し経営計画の財務目標を達成することができました。

今後も、国内では、鋼材需要の減少に伴い厳しい環境が見込まれますが、受注量に応じた最適生産体制の追求と製造実力の更なる向上、カーボンニュートラルの動きを見据えた高機能・高付加価値商品の研究開発及び拡販等を推進し、国内事業の基盤強化を図ってまいります。その上で、当社グループの成長戦略として重要な海外事業について、グループ及びパートナー会社との連携深化を進め、成長著しいインド市場では、TRLKのフルメニュー生産・販売体制の最大活用はもちろん、同国西部グジャラート州への新工場建設等、積極的な設備投資の実行により拡大する需要を着実に捕捉してまいります。更に、欧州グループ3社によるセメント、非鉄分野でのシナジーの拡大及び中東・アフリカ地域への販売強化、ブラジルIBAR社との合弁設立等による米州市場での販売強化、ベトナム現地法人設立等による東南アジア市場の販売・サービスの拡大等を強力に推進していく所存です。加えて、ファーネス事業では、耐火物事業を含めた材工一体での提案力を活かし、耐火物工事および整備作業領域の拡大や、デジタル技術を活用した作業の効率化を推進、成長期待の大きいセラミックス事業では、半導体関連顧客の需要増に適応するための設備増強投資、環境分野向け断熱材の受注拡大等、耐火物以外の事業においても引き続き注力してまいります。

また、カーボンニュートラルを含むサステナブルな社会実現に向けて、諸施策を着実に推進し実績を上げるとともに、当社製品・施工による需要家におけるCO₂排出量の削減についても個別の商品・サービスの拡販による貢献を推進しており、これら当社の環境商品及びサービスへの取り組みを更に広く認知いただけよう、2024年11月に当社グループ全体での環境ブランドK-GenesisX™を策定するなど、活動を強化しています。

2025年度は、2025見直し経営計画で掲げた諸施策の着実な実行等、売上高を含む全ての財務目標の実現に向けて鋭意取り組むとともに、持続的な成長を図るため中長期ビジョン並びにこれを見据えた次期経営計画を策定いたします。



○2050年カーボンニュートラルへの挑戦

■2025見直し経営計画では、主要施策において、全社的事業基盤の強化と持続的な社会への貢献として、カーボンニュートラルを含むサステナビリティ活動基本方針に基づく諸施策の的確な展開を記載しています。当社のサステナビリティ課題に関する更なる詳細は、当社統合報告書（2024）をご覧ください。2024年度の取り組みとして、優先課題の見直し、黒崎播磨グループ人権方針の策定等を行っております。

<https://www.krosaki.co.jp/posts/1784>

◆これまでの削減実績

2024年度のCO₂排出量は、2013年度比で9.4%削減致しました。当社のコア事業である【耐火物事業】【ファーネス事業】【セラミックス事業】の集計では、生産量14.1%減に対し、CO₂排出量は14.8%削減、またCO₂排出量原単位は1.6%削減を達成致しました。

2025年3月末時点での石灰事業は撤退完了しています。

※上記数値は第三者保証取得前の値であり、今後、変更する可能性があります。

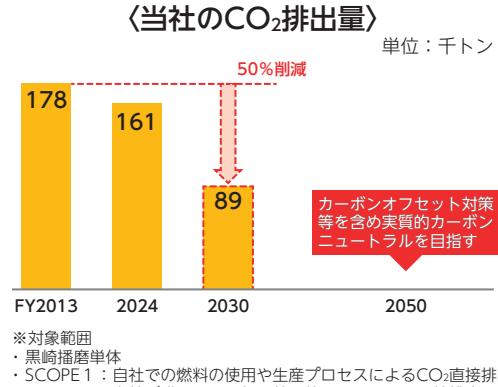
◆今後の削減目標

2030年度までに2013年度比で**50%の削減**。
2050年度までにカーボンオフセット対策等を含め実質的カーボンニュートラルを目指す。

＜削減目標達成に向けた方針＞

- ①当社製造工程の生産性向上、省エネルギー化、品種転換等によるCO₂排出量の削減
- ②社会全体のCO₂排出量削減に寄与する製品・ソリューションの提供

※当社では、Scope3排出量も含めた処で2023年度CO₂排出量開示値について独立認証機関による第三者保証を取得しております。
詳細は、上記の当社統合報告書（2024）をご覧ください。



※対象範囲

- ・黒崎播磨単体
- ・SCOPE 1：自社での燃料の使用や生産プロセスによるCO₂直接排出
- ・SCOPE 2：自社が購入した電気・熱の使用によるCO₂間接排出

インドグジャラート州での工場建設

インド西部（グジャラート州）に新たに第7番目の工場を建設（完成予定：2026年7月）

設備投資の内容

敷地面積	230,000m ²
投資金額	約24億円
製品品目	ハイアルミナ煉瓦、不定形耐火物
完成予定	2026年7月

グジャラート州

人口	6,000万人以上
特徴	インド最大の工業生産額を誇り、セメント会社や鉄鋼会社が集積する耐火物の一大需要地域



環境ブランドの策定

当社グループは、革新的な技術と持続可能な社会の実現を目指す強い意志を結集し、お客様に未来志向のソリューションを提供することを目的とした環境ブランド **K-GenesisX™**（ケージェネシックス）を定めました。今後、同ブランドのもと、様々な環境対応商品を展開してまいります。

ブランドの位置付け



ブランドに込められた思い

Krosaki	黒崎播磨の
Green	環境対応商品と技術
Evolution	絶え間ない進化と革新
Nature & the Earth	未来へ残していきたい自然との調和
Sustainable	持続可能な社会の実現
Intelligent Solution	賢明で効率的な解決策の提案
X	未来志向のシンボル

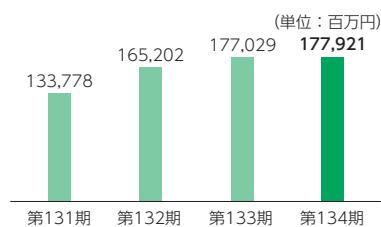
(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は円)

区分	期別	第131期 2022年3月期	第132期 2023年3月期	第133期 2024年3月期	第134期 2025年3月期 (当連結会計年度)
売上高		133,778	165,202	177,029	177,921
営業利益		7,566	11,173	14,692	14,082
経常利益		8,679	12,083	16,389	15,316
親会社株主に帰属する当期純利益		5,490	8,282	12,416	12,535
1株当たり当期純利益		162.98	245.86	368.64	372.23
総資産		142,694	163,340	179,019	187,058
純資産		69,084	77,858	92,697	101,640
1株当たり純資産額		1,939.78	2,182.92	2,588.21	2,820.55

(注) 当社は、2024年4月1日付をもって普通株式1株を4株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、第131期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

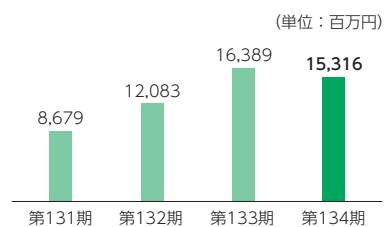
売上高



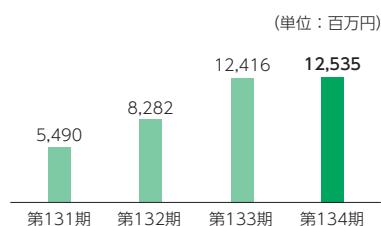
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産・純資産



(6) 親会社及び重要な子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	当社株式の持株数	当社への出資比率	主要な事業内容
日本製鉄株式会社	15,648千株 (16千株)	46.47% (0.05%)	鉄鋼業他

(注) 1. 当社株式の持株数及び当社への出資比率の（ ）内は、間接所有株式数及び間接所有割合であり、内数です。
 2. 当社への出資比率は、自己株式を控除して計算しています。
 3. 日本製鉄株式会社は、当社の筆頭株主であり親会社です。また、同社は、当社の主要な取引先です。当社と同社との間では、耐火物製品販売等の取引があります。
 4. 2025年3月31日時点で、日本製鉄株式会社の従業員1名が当社の役員（監査役）を兼任しています。また、2025年3月31日時点で、当社の役員（取締役）3名は、同社の出身者です。

② 親会社と締結している当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要
 該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社への当社製品販売、親会社からの請負、親会社からのエネルギー購入等の取引を行っています。

これらの取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと、当社取締役会は判断しています。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

④ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社SNリフラテクチュア東海	75百万円	65.00%	耐火物の製造
黒播築炉株式会社	10百万円	51.00%	築炉工事・耐火物加工の請負
Krosaki Amr Refractarios,S.A.	4,597千ユーロ	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売
無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司	14,196千米ドル	68.00%	耐火物の製造販売
Krosaki USA Inc.	400千米ドル	100.00%	耐火物の販売
黒崎播磨（上海）企業管理有限公司	2,400千米ドル	100.00%	中国投資会社の管理、耐火物の販売
Krosakiharima Europe B.V.	500千ユーロ	100.00%	投資会社に関わる事業戦略管理、耐火物の販売
TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED	209,000千インドルピー	77.62%	耐火物の製造販売
TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED	12,993千インドルピー	97.00% (37.00%)	投資会社に関わる事業戦略管理
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	8,200千米ドル	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売
Refractaria, S.A.	657千ユーロ	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合であり、内数です。

(7) 主要な事業内容

[耐火物事業]

各種工業窯炉に使用する耐火物全般の製造販売

[ファーネス事業]

各種窯炉の設計施工及び築造修理

[セラミックス事業]

各種産業用セラミックスの製造販売及び景観材の販売

[不動産事業]

店舗・倉庫等の賃貸

[その他]

製鉄所向け石灰の製造販売

(8) 主要拠点等

① 当社

種 別	所 在 地
本店	北九州市八幡西区東浜町1番1号
支店、事業所、営業所等	北九州市、室蘭市、鹿嶋市、船橋市、千葉市、君津市、東京都中央区、川崎市、東海市、大阪市、和歌山市、姫路市、備前市、倉敷市、福山市、光市、下松市、周南市、京都郡苅田町、大分市、中華民国
工場	北九州市、室蘭市、神栖市、千葉市、木更津市、東海市、高砂市、赤穂市、備前市、大分市、大牟田市

② 子会社（連結子会社）

会社名	本店所在地
株式会社SNリフラテクチュア東海	刈谷市
黒播築炉株式会社	北九州市
Krosaki Amr Refractarios,S.A.	スペイン
無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司	中国
Krosaki USA Inc.	米国
黒崎播磨（上海）企業管理有限公司	中国
Krosakiharima Europe B.V.	オランダ
TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED	インド
TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED	シンガポール
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	中国
Refractaria, S.A.	スペイン

（9）従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,013名	+109名

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含めていません。

（10）主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	11,300百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,079
株式会社三井住友銀行	4,000
株式会社みずほ銀行	2,079
State Bank of India	1,904

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 140,000,000株

(2) 発行済株式の総数 33,676,678株 (自己株式2,781,434株を除く。)

(注) 自己株式2,781,434株のうち、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が400株あります。

(3) 当事業年度末株主数 10,402名 (対前事業年度末比+3,182名)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	15,632千株	46.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,616	7.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,519	7.48
株式会社日本カストディ銀行 (年金信託口)	975	2.89
株式会社福岡銀行	744	2.21
HSBC BANK PLC A/C TTF AIFMD GENERAL OMNIBUS	361	1.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	321	0.95
株式会社安川電機	280	0.83
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.381572	276	0.82
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/ LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	273	0.81

(注) 1. 当社は自己株式2,781千株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 川 和 宏	
取 締 役 吉 田 猛		常務執行役員 サステナビリティ推進担当 セラミックス事業部門管掌 本社部門（購買、財務、経営企画）管掌
取 締 役 小 西 淳 平		常務執行役員 コークス炉事業全般に関し管掌 ファーネス事業部門管掌 研究開発部門管掌 本社部門（技術管理、品質保証）管掌 耐火物製造事業に関し古田常務執行役員に協力
取 締 役 竹 下 正 史		常務執行役員 耐火物国内営業部門管掌 本社部門（総務、デジタル業務改革推進、人事、リスクマネジメント）管掌
取 締 役 奥 村 尚 文		常務執行役員 耐火物海外事業部門管掌 営業本部名古屋支店東海営業所長事務取扱 海外事業部長委嘱
取 締 役 *古 田 直 樹		常務執行役員 耐火物製造事業部門管掌 安全衛生環境防災に関し管掌 耐火物製造事業本部長委嘱
取 締 役 西 村 松 次		株式会社九電工相談役
取 締 役 *加 藤 卓 二		西部ガスホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員 西部瓦斯株式会社代表取締役社長 社長執行役員 株式会社九電工社外取締役監査等委員
取 締 役 *赤 木 由 美		九州旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	本田 雅也	
監査役	後藤 貴紀	日本製鉄株式会社関係会社部長 大阪製鐵株式会社監査役
監査役	松永 守央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長
監査役	大格 淳	西日本鉄道株式会社専務執行役員

(注) 1. 取締役 西村松次、取締役 加藤卓二及び取締役 赤木由美は、社外取締役です。
 2. 監査役 松永守央及び監査役 大格淳は、社外監査役です。
 3. 取締役 西村松次、取締役 加藤卓二、取締役 赤木由美、監査役 松永守央及び監査役 大格淳を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 4. 退任取締役（地位は退任時）
 取締役 福田 佳之 2024年6月26日 任期満了
 取締役 道永 幸典 2024年6月26日 任期満了
 取締役 成田 雅子 2024年6月26日 任期満了
 5. *印は、2024年6月26日開催の第133期定時株主総会で新たに選任された取締役です。
 6. 監査役 本田雅也は、当社の経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。また、監査役 大格淳は、西日本鉄道株式会社の経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

7. 2025年4月1日現在の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 川 和 宏	
取 締 役 吉 田 猛		常務執行役員 サステナビリティ推進担当 セラミックス事業部門管掌 本社部門（購買、財務、経営企画）管掌
取 締 役 小 西 淳 平		常務執行役員 カーボンニュートラル推進担当 耐火物製造事業部門管掌 コークス炉事業全般に関し管掌 研究開発部門管掌 本社部門（技術管理、品質保証）管掌
取 締 役 竹 下 正 史		常務執行役員 安全衛生環境防災部門に関し管掌 安全衛生環境防災推進本部長委嘱 本社部門（総務、デジタル業務改革推進、人事、リスクマネジメント）管掌 耐火物グローバル営業に関して奥村常務執行役員に協力
取 締 役 奥 村 尚 丈		常務執行役員 耐火物グローバル営業部門管掌 耐火物海外事業に関して吉田常務執行役員に協力
取 締 役 古 田 直 樹		エグゼクティブアドバイザー 原料関連業務支援等を担当
取 締 役 西 村 松 次		株式会社九電工相談役
取 締 役 加 藤 卓 二		西部ガスホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員 西部瓦斯株式会社代表取締役社長 社長執行役員 株式会社九電工社外取締役監査等委員
取 締 役 赤 木 由 美		九州旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	本田 雅也	
監査役	後藤 貴紀	日本製鉄株式会社関係会社部長 大阪製鐵株式会社監査役
監査役	松永 守央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長
監査役	大格 淳	西日本鉄道株式会社専務執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人（参与等）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額等（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	333 (28)	255 (28)	78 (-)	-	12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	52 (19)	42 (19)	9 (-)	-	3 (2)

(注) 1. 上記の取締役の員数には、2024年6月26日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役2名）が含まれています。

2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれていません。

② 業績連動報酬等に関する事項

1) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容

各連結会計年度の連結経常損益

2) 当該業績指標を選定した理由

本業を含めた事業全体から得る利益であり、企業全体の業績評価を示す連結経常損益を選択しています。

3) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

基本報酬に乘じる業績加算率は、以下の計算式で算出しています。

業績加算率＝連結経常利益額 ÷ 業績加算目標連結経常利益額 × 一定の指数

4) 当事業年度における当該業績指標に関する実績

第134期の連結経常利益：153億16百万円（2025年1月31日公表の予想数値：150億円）

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1) 取締役の報酬額

・決議年月日：2019年6月27日開催の第128期定時株主総会

・決議の内容：年額385百万円以内（うち社外取締役分は年額32百万円以内／使用者兼務取締役の使用者分の給与等は含まず。）

・役員の員数：10名（うち社外取締役2名）

2) 監査役の報酬額

・決議年月日：2019年6月27日開催の第128期定時株主総会

・決議の内容：年額94百万円以内

・役員の員数：4名

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「取締役報酬等決定方針」）の決定方法

2024年5月22日開催の役員報酬諮問会議（代表取締役社長を議長として、代表取締役社長が指名する社外取締役2名で構成）に取締役報酬等決定方針の原案を諮問し、その答申を得たうえで、その答申内容を尊重して、2024年5月22日開催の取締役会において取締役報酬等決定方針を決議しました。

2) 取締役報酬等決定方針の内容の概要

取締役報酬等決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬等は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のためのインセンティブを付与すべく、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等とする。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基本報酬の指標を定め、基本報酬の額を算出する。これに、当社の連結業績等に応じた業績加算を行ったうえで、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬等の額を決定する。

ただし、監督機能を担う非常勤取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

- ・業績連動報酬は、その役位に応じて短期業績連動報酬あるいは経営基盤強化評価報酬から構成する。

① 短期業績連動報酬は、主に業務執行において管掌を持つ取締役（代表取締役社長を除く）を対象とし当社の経営成績及び収益力を端的に表す連結経常利益に連動し役員報酬へのタイムリーな反映を実施する。尚、基本報酬に乘じる業績加算率は、以下の計算式で算出する。

業績加算率＝連結経常利益額÷業績加算目標連結経常利益額×一定の指標

② 経営基盤強化評価報酬は代表取締役社長を対象とし、連結経常利益といった短期業績に加え、ステークホルダーからの期待に応えるべく中長期的ビジョンに基づいたサステナビリティ経営の基盤強化・取組等を含む総合的な評価を以て報酬へ反映する。

尚、総合評価における加減算は基本報酬±15%相当の範囲内とする。

- ・金銭報酬等の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額と業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、基本報酬に乘じる業績加算率によって変動するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会の決議により、取締役の報酬等の額の上限を定めたうえで、取締役会の決議により、取締役の報酬等の具体的配分については、当社の取締役年収内規に従い、代表取締役社長の裁定に一任する。その権限の内容は、代表取締役社長による各取締役（非常勤取締役を除く。）の業績の評価及び査定に基づく取締役の報酬等の具体的配分とする。

役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議（役員報酬諮問会議）を設置する。同会議は、定期的に（原則年1回）、また必要な都度開催する。同会議は、代表取締役社長を議長として、代表取締役社長が指名する社外役員をもって構成する。同会議では、役員報酬等の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申する。

3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役報酬等決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

2025年5月28日開催の役員報酬諮問会議において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容と取締役報酬等決定方針との整合性について検討を行い、その答申を得たうえで、その答申内容を尊重して、2025年5月28日開催の取締役会において取締役報酬等決定方針に沿うものであると判断しました。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年5月22日に役員報酬諮問会議を開催し、役員報酬等の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しました。そのうえで、2024年6月26日開催の取締役会で、取締役の報酬等の具体的配分については、当社の取締役年収内規に従い、代表取締役社長 江川和宏の裁定に一任することを決議しました。その権限の内容は、代表取締役社長による各取締役（非常勤取締役を除く。）の業績の評価及び査定に基づく取締役の報酬等の具体的配分としています。

代表取締役社長の裁定に一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（非常勤取締役を除く。）の評価、査定を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

なお、役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議（役員報酬諮問会議）を設置しています。同会議は、定期的に（原則年1回）、また必要な都度開催しています。同会議は、代表取締役社長を議長として、代表取締役社長が指名する社外取締役をもって構成しています。同会議では、役員報酬等の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
	西 村 松 次 株式会社九電工相談役		電気工事発注の取引あり (当社及び同社の事業規模に比して僅少)。
社外取締役	加 藤 卓 二 西部ガスホールディングス株式会社代表取締役社長 西部瓦斯株式会社代表取締役社長 社長執行役員		特別の関係なし。
		株式会社九電工社外取締役監査等委員	電気工事発注の取引あり (当社及び同社の事業規模に比して僅少)。
	赤 木 由 美 九州旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員		特別の関係なし。
社外監査役	松 永 守 央 公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長		特別の関係なし。
	大 格 淳 西日本鉄道株式会社専務執行役員		運送費の支払いあり (当社及び同社の事業規模に比して僅少)。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席回数 (出席率)	監査役会への出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況 及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
西 村 松 次	西 村 松 次	13回中12回 (92%)	—	<p>西村松次氏は、株式会社九電工の取締役として経営に携わっており、同氏には、この経歴を通じて培ってきたマネジメントに関する知見・経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。</p> <p>同氏が出席した取締役会においては、当該視点から適宜質問、指摘を行っていたいほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘を行っていただいた等、同氏には、当社の社外取締役として当社の経営の監督の役割を果たしていました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>
社外取締役	加 藤 卓 二	10回中8回 (80%)	—	<p>加藤卓二氏は、2021年6月から西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）の取締役として経営に携わっています。この経歴を通じて培ってきたマネジメントに関する知見・経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。</p> <p>同氏が出席した取締役会においては、当該視点から適宜質問、指摘を行っていたいほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘を行っていただいた等、同氏には、当社の社外取締役として当社の経営の監督の役割を果たしていました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>

区分	氏名	取締役会への出席回数 (出席率)	監査役会への出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況 及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役 赤木由美		10回中9回 (90%)	— (一)	<p>赤木由美氏は、九州旅客鉄道株式会社の取締役として経営に携わっており、D&I、女性活躍推進、人事・広報戦略に関しキャリアを通じた幅広い識見を有しております。当該知見・経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待しております。</p> <p>同氏が出席した取締役会においては、当該視点から適宜質問、指摘を行っていたいただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘を行っていたいただいた等、同氏には、当社の社外取締役として当社の経営の監督の役割を果たしていました。</p> <p>また、同氏には、役員報酬諮問会議及び役員人事諮問会議の委員として役員の報酬・指名のプロセスに関与していただきました。</p>

区分	氏名	取締役会への出席回数 (出席率)	監査役会への出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況 及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
	松 永 守 央	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	松永守央氏は、工学における専門知識と大学教授及び国立大学法人の理事・学長としての組織運営の経験を有しております、同氏には、この豊富な知見・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しています。 同氏が出席した取締役会及び監査役会においては、当該視点から適宜質問、指摘等を行っていただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘等を行っていただいた等、同氏には、当社の社外監査役として当社の監査体制の強化の役割を果たしていただきました。
社外監査役				
	大 格 淳	13回中12回 (92%)	12回中12回 (100%)	大格淳氏は、西日本鉄道株式会社経理・財務部門における長年の経験を有するとともに、2015年6月からは同社取締役等として経営に携わっており、同氏には、この経歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する知見、ならびにビジネスに関する経験・見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しています。 同氏が出席した取締役会及び監査役会においては、当該視点から適宜質問、指摘等を行っていただいたほか、監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会にご出席いただき、適宜質問、指摘等を行っていただいた等、同氏には、当社の社外監査役として当社の監査体制の強化の役割を果たしていただきました。

(注) 1. 当事業年度中、取締役会は13回、監査役会は12回開催しています。
 2. 加藤卓二氏及び赤木由美氏は、2024年6月26日付で取締役に就任しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額は、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。
 3. 当社の子会社であるKrosaki Amr Refractories,S.A.、無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司、黒崎播磨(上海)企業管理有限公司、Krosakiharima Europe B.V.、TRL KROSAKI REFRactories LIMITED、TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED、TRL KROSAKI CHINA LIMITED及びRefractaria, S.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を次の通り決議（制定 2006年5月12日、最新改定 2024年2月16日）しております。

【内部統制システムの基本方針】

当社グループは、ミッションステートメントに基づき、あらゆる活動を通じ企業価値の向上を目指す。そのために当社は、以下の基本方針の下、業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保、関係法令及び社内規程等の遵守、並びに資産の保全を目的とした内部統制システムの継続的な整備・運用を行う。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上の重要事項を決定し、報告を受けるとともに、取締役の職務の執行を監督する。

また、監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務の執行に係る各種情報について、情報管理に関する規程に基づき適切に保存及び管理を行う。また、重要な経営情報について、法令に定められた方法及びその他の方法による積極的な情報開示に取り組む。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、決裁手続規程、共通職務権限規程、内部統制基本規程等、各社内規程に定められた責任と権限に基づき、当社各部門長及びグループ会社社長が自部門・自社のリスクの把握、評価、対策立案、対策実施、自主点検等を自律的にマネジメントし、業務を遂行することを基本とする。

このうち、グループ横断的なリスク管理を要する業務分野に関しては、専門性に基づき当該業務分野を担当する各機能部門が関係各部門への周知と支援を行うとともに、モニタリング等を通じ指導、助言を行う。

これらの運用の適正性を維持するため、当社は取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、業務遂行状況を定期的に確認するとともに、必要に応じ改善等の指示を行う。また、経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、内部統制委員会内に緊急対策本部を速やかに設置し、損失を最小限にとどめるための対策を講じる。

当社は、これら運用の基本的な事項を内部統制基本規程に定める。また、運用を担う専門組織として、リスクマネジメント部を設置する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、決裁手続規程、共通職務権限規程、内部統制基本規程等、各社内規程にその権限と責任の範囲を規定する。また、経営計画、事

業戦略、投融資等の重要な経営事項は、個別事項に係る全社委員会及び経営会議等で十分に審議した上で、取締役会規程に基づき取締役会で決議又は報告を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とする内部統制システムを構築・整備・運用する。各部門長は、自部門の自律的内部統制システムを構築・整備するとともに、法令及び規程遵守の徹底を図る。

また当社は、使用人が適法・適正に業務遂行するために必要な教育・啓発を計画的に実施する。

加えて当社は、内部通報制度を設け、当社グループ内の不正・不適正行為の検出の一助とする。なお、当該制度における通報者の保護には、万全を期す。

当社は、これら運用の基本的な事項を内部統制基本規程に定める。

当社グループの使用人は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理に関し、グループ経営基本方針及びその他の社内規程に基本的な事項を定め、適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備・運用するとともに、当社と情報の共有化を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

また当社は、当社における各グループ会社の主管部門を定める。主管部門は、主管するグループ会社の内部統制システムの整備・運用状況を把握し、関係する当社機能部門及びリスクマネジメント部と情報共有を行う。機能部門及びリスクマネジメント部は、各グループ会社及び主管部門からの要請に基づき、又は監査・モニタリング等による評価に応じ、グループ会社及び主管部門に対し指導、支援、助言を行う。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の主管部門は、グループ経営運用規程に基づき主管するグループ会社に対し事業方針、事業計画、予算、決算等の経営上の重要事項について報告を求めるとともに、必要に応じ当社関係部門と連携し、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、当社の内部統制基本規程に基づき自社のリスクの把握、評価、対策立案、対策実施、自主点検等を自律的にマネジメントし業務を遂行するとともに、同規程に定める当社への報告を行う。

また当社の主管部門は、同規程に基づき主管するグループ会社に対しリスク管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じ当社関係部門と連携し、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社に対しグループ経営基本方針等に基づく執行を求め、健全度評価を実施するとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反、若しくは

違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言・指導等を行う。

⑦ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役業務の円滑な遂行を支援するために監査役室を設置し、当社の使用者を配置する。監査役室員の当社の取締役からの独立性を確保するために、監査役室員は監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行う。

監査役室員の異動及び人事考課等については、人事部長が常勤監査役と事前に協議する。

⑧ **当社の監査役への報告に関する体制**

イ. 当社の取締役及び使用者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用者は、経営に重要な影響をおよぼす事実をはじめとする重要事項について、適宜常勤監査役に報告する。

また当社は、取締役会、経営会議等の重要会議への監査役の出席、重要書類の常勤監査役への回付、及びリスクマネジメント部との定期連絡会等により、監査役との情報共有を行う。

ロ. グループ会社の取締役等及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、使用者等は、各グループ会社における経営に重要な影響をおよぼす事実をはじめとする重要事項について、適宜当社の主管部門長及びリスクマネジメント部を通じて報告を行う。

⑨ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、内部統制基本規程及び内部通報窓口運用規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑩ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が、その職務の執行のために緊急又は臨時に支出した費用について、事後、監査役の償還請求に応じる。

⑪ **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役及び監査対象部門・部署の使用者は、監査役の監査に際して資料の開示等の情報提供に協力する。

またリスクマネジメント部は、当社グループの内部統制状況に関し、監査役と定期的に、かつ必要な程度、情報交換を行う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、前述の「内部統制システムの基本方針」に則り、内部統制システムの整備・運用を行い、この活動を通じて、コンプライアンスおよびリスク管理体制の継続的な改善・強化に取り組んでいます。

当連結会計年度の当社グループにおける運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制全般の企画・支援、及び内部監査を担当するリスクマネジメント部と分野別リスク管理を担当する12の機能部門を設置しています。また、グループ会社14社には内部統制活動を担当するリスクマネジメント責任者を配置しています。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しています。

② 具体的な運用状況

1) 内部統制活動計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえて、毎年2月に当社グループ全体の次年度内部統制活動計画を策定しています。この計画には、活動方針、安全・品質等の機能別活動計画、点検・監査計画、教育・啓発計画が含まれます。

これを踏まえ、当社各部門・グループ会社は、各々の年度活動計画を策定しています。

2) 自律的内部統制活動

当社グループの内部統制システムは、部門長およびグループ会社社長の責任において自律的に内部統制システムを構築・整備・運用する、自律的内部統制を基本としています。当社各部門・グループ会社は、年度活動計画に従い、業務の特性等を踏まえつつ自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、内部統制チェックリストに基づく網羅的な点検や業務プロセスに含まれるキーリスクの自主点検を実施し、それらの結果に基づく業務改善を実行するとともに、改善事項を業務規程・マニュアル等へ反映し、教育を行います。また、各機能部門がこの自律的内部統制活動を支援しています。

事故・事件、法令や社内規程等に違反する事案、違反の恐れのある事案が発生した場合、当社各部門・グループ会社は直ちにリスクマネジメント部及び担当機能部門に報告するとともに、関係部門と連携し、是正と再発防止措置を講じています。また、これらの事案をリスクマネジメント部が集約し、当社グループ内で共有するとともに、当社各部門・グループ会社が類似リスクの点検を実施しています。

3) 内部監査等

内部監査は、リスクマネジメント部及び各機能部門が各部門・グループ会社に対する内部統制チェックリスト、自主点検シート等の書面確認及びモニタリングを行うことにより実施しています。

また当社は、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の役職員等が利用できる内部通報窓口を設置・運用するとともに、社員意識調査アンケートを実施しています。これらの状況・結果は、取締役会へ報告するとともに、社員意識調査アンケートに関しては社内報等を用い、従業員へのフィードバックを行っています。

4) 評価・改善

リスクマネジメント部は、内部統制システムの運用状況を半期毎に開催する内部統制委員会に加え、経営会議及び取締役会へ報告するとともに、適宜開催する業務連絡会及び半期毎に開催するグループ会社リスクマネジメント責任者会議で各部門・グループ会社と共有しています。

また、内部統制活動の実施状況や内部監査等の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめ、経営会議及び取締役会へ報告しています。

当社は、この評価結果に基づく内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制活動計画に反映しています。

5) 教育・啓発

当社は、新入社員から経営幹部までを対象とした階層別教育・研修に、内部統制に関する講座及び各機能部門による専門的講座を設け、当社・グループ会社の役職員の教育を実施しています。

また、安全パトロール時の経営層によるコンプライアンス講話の実施、内部監査時における各部門・グループ会社との対話、事故・事件事案の水平展開活動、コンプライアンスに関するメールマガジンの発信等、様々な機会・仕組みを通じた啓発活動に取り組んでいます。

6) 監査役・会計監査人との連携

リスクマネジメント部は、定期的に常勤監査役との連絡会を開催し、内部統制に関する情報の共有を行っています。また、常勤監査役が同席する内部統制委員会においても、内部統制状況の報告及び意見交換を行っています。さらに、四半期毎に監査役、社外取締役との連絡会（うち1回は会計監査人も出席）を実施するとともに、会計監査人とも、定期的に内部統制の状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等の報告及び意見交換を行っています。

これらの運用を通じ、当社はデュアルレポーティングラインの確立に努めています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていません。

備 考

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

第134期 計算書類

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

黒崎播磨株式会社

貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		86,855	流 動 負 債		45,746
現 金 及 び 預 金		1,479	電 子 記 録 債 務		5,039
受 取 手 形		1,329	買 買 掛 入 金		9,042
売 却 掛 金		55,660	短 期 借 入 金		300
契 約 資 産		2,164	1年内返済予定の長期借入金		6,500
商 品 及 び 製 品		8,002	コマーシャル・ペーパー		15,000
仕 事 掛 金		3,842	未 払 金		4,211
原 材 料 及 び 貯 藏 品		6,256	未 払 法 人 税 等		873
前 渡 金		3	前 受 受 金		17
前 払 費 用		670	預 賞 金		826
そ の 他		7,445	工 事 損 当 金		3,376
固 定 資 産		52,320	そ の 他		79
有 形 固 定 資 産		26,363	固 定 負 債		479
建 構 物		8,905	長 期 借 入 金		20,403
機 械 及 び 装 置		1,442	長 期 未 払 金		17,500
車 両 及 び 運 搬 具		8,200	緑 延 税 金		558
工 具、器 具 及 び 備 品		136	退 職 給 付 金		106
土 地		1,281	役 員 退 職 慰 労 金		92
建 設 仮 勘 定		5,987	長 期 預 り 敷 金		379
無 形 固 定 資 産		408	資 産 除 去 債 務		1,613
ソ フ ト ウ イ ア ド		208	負 債 合 計		153
そ の 他		170			66,150
投 資 そ の 他 の 資 産		37	(純 資 産 の 部)		
投 資 有 価 証 券		25,748	株 主 資 本		71,134
関 係 会 社 株 式		3,295	資 本 金		5,537
関 係 会 社 出 資 金		18,895	資 本 剰 余 金		5,138
破 産 更 生 債 権 等		1,977	資 本 準 備 金		5,138
前 払 年 金 費 用		30	利 益 剰 余 金		62,129
長 期 前 払 費 用		1,427	利 益 準 備 金		1,250
そ 貸 倒 引 当 金		26	そ の 他 利 益 剰 余 金		60,879
		134	圧 縮 記 帳 積 立 金		750
		△39	別 途 積 立 金		4,517
			繰 越 利 益 剰 余 金		55,612
資 産 合 計		139,176	自 己 株 式		△1,671
			評 価 ・ 換 算 差 額 等		1,891
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,891
			純 資 産 合 計		73,026
			負 債 純 資 産 合 計		139,176

損 益 計 算 書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金額
売上高					109,086
売上原価					90,374
売上総利益					18,711
販売費及び一般管理費					11,945
営業利益					6,766
営業外収益					4,296
受取利息					3
受取配当金					3,112
賃料及び管理手数料					42
為替差益					558
受取補償金					386
その他					193
営業外費用					707
支払利息					134
固定資産撤去費					425
その他					146
経常利益					10,356
特別利益					1,499
固定資産売却益					11
投資有価証券売却益					1,488
特別損失					76
固定資産除却損					23
減損					52
税引前当期純利益					11,779
法人税、住民税及び事業税					2,079
法人税等調整額					232
当期純利益					9,467

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						利益 剩 余 金 合 計	
	資本剰余金		利益 剩 余 金					
	資本準備金	利益準備金	その 他 利 益	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	5,537	5,138	1,250	779	4,517	49,651	56,198	
当期変動額								
剰余金の配当						△3,536	△3,536	
圧縮記帳積立金取崩				△29		29	—	
当期純利益						9,467	9,467	
自己株式の取得							—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—	
当期変動額合計	—	—	—	△29	—	5,960	5,931	
当期末残高	5,537	5,138	1,250	750	4,517	55,612	62,129	

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,669	65,205	3,575	15	3,591	68,796	
当期変動額							
剰余金の配当		△3,536				△3,536	
圧縮記帳積立金取崩		—				—	
当期純利益		9,467				9,467	
自己株式の取得	△2	△2				△2	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△1,683	△15	△1,699	△1,699	
当期変動額合計	△2	5,928	△1,683	△15	△1,699	4,229	
当期末残高	△1,671	71,134	1,891	—	1,891	73,026	

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

(2)デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。ただし、半成工事及び未成工事支出金は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっています。

なお、耐用年数については、原則として法人税法所定の耐用年数を採用していますが、機械及び装置、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物については、一部会社所定の耐用年数（トンネル窓：9年、機械及び装置：9年、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物：賃貸契約期間）を採用しています。

(2)無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3)長期前払費用

定額法によっています。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1)商品及び製品の販売

耐火物事業及びセラミックス事業では、主に耐火物及びセラミックスの製造及び販売を行っています。これらは、多くの場合、製品及び商品を納入した時点において顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品及び商品を納入した時点で収益を認識しています。ただし、製品及び商品を納入した時点で当該製品及び商品の支配が顧客に移転する取引に関しては、実務上は「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に基づき、出荷時点で収益認識しています。また、一部の製品及び商品の販売については、納入から顧客の検収まで一定の期間を要するものがあるため、当該製品及び商品の販売については、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しています。

耐火物事業及びセラミックス事業に関する取引の対価は、製品及び商品を引渡し後、1～6か月程度で受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2)工事契約

ファーネス事業では、主に工事契約を締結し、各種窯炉の設計施工及び築造修理を行っています。当該契約については、支配が一定期間にわたり移転することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であるとして、工事の進捗度に応じて収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しています。

ただし、工事契約について、契約金額が少額かつごく短期な工事は、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しています。

ファーネス事業に関する取引の対価は、履行義務の充足後、1～6か月程度で受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3)工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込額を計上しています。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、10年による定額法で按分した額を発生の翌事業年度より費用処理しています。過去勤務費用については、10年による定額法で按分した額を発生年度より処理しています。

(5)役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、当社は2019年5月22日の取締役会において、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。よって、同株主総会において、取締役及び監査役に対し、同株主総会終結までの在任期間に對応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その支給の時期については、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込み額については、引き続き、役員退職慰労引当金に含めて計上しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務、借入金

③ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替相場変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施し、収益確保を目的としたディーリングは実施しないこととしています。また、金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、通貨スワップ取引については、借入金の通貨変動リスクをヘッジすることを目的として実施しています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

II. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 74,627百万円
2. 偶発債務

以下の会社等の借入金等について債務保証を行っています。

債務者	残高
Krosaki USA Inc.	448百万円
従業員	205百万円
合計	653百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	49,439百万円
短期金銭債務	1,582百万円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	79,005百万円
仕入高	17,452百万円
営業取引以外の取引高	2,995百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度末株式数（株）
普通株式	2,781,034

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が400株あります。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因

(1) 總延税金資産の発生の主な原因の内訳

賞与引当金	1,026百万円
減価償却超過額	530百万円
退職給付引当金	28百万円
役員退職慰労引当金	118百万円
貸倒引当金	12百万円
株式信託簿価	120百万円
減損損失	255百万円
土地売却益修正損	83百万円
その他	592百万円
小計	2,768百万円
評価性引当額	△559百万円
總延税金資産合計	2,209百万円

(2) 總延税金負債の発生の主な原因の内訳	
前払年金費用	△445百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△396百万円
その他有価証券評価差額金	△852百万円
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△620百万円
總延税金負債合計	△2,315百万円
差引：總延税金負債純額 (△)	△106百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.4%
評価性引当額	△0.1%
均等割等	0.4%
研究開発税制の税額控除	△1.3%
賃上げ促進税制の税額控除	△3.6%
外国子会社からの配当等の源泉税等	0.9%
税率変更に伴う影響額	0.1%
その他	△0.0%
小計	△10.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第7号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2025年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の30.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては31.3%に変更されています。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）は44百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19百万円増加し、その他有価証券評価差額金は24百万円減少しています。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本製鉄株式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 47% 間接 0%	当社製品の販売等 及び資材等購入	耐火物製品販売等	72,139	売掛金 契約資産	42,950 1,780

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）製品販売等及び資材等購入については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

2. 当社と同一の親会社を持つ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日鉄ファイナンス株式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	売上債権の売却	売上債権の売却	12,000	未収入金	4,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）日鉄ファイナンス株式会社向けの売上債権の売却については、基本契約を締結し、債権の譲渡を行っています。

3. 当社の子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	黒崎播磨(上海)企業管理有限公司	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	耐火物等の購入	耐火物等購入	9,386	買掛金	204
子会社	Krosakiharima Europe B.V.	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	1,878	売掛金	1,207
子会社	Krosaki Inc. USA	所有 直接 100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	3,890	売掛金 契約資産	2,880 60

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 耐火物等購入及び製品販売等については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,168円42銭
- 1株当たり当期純利益 281円13銭

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項 VIII. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しています。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

黒崎播磨株式会社

取締役会御中

有限責任 あづさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

富山 貴広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒崎播磨株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第134期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社内回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門であるリスクマネジメント部その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方針で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

黒崎播磨株式会社 監査役会

常勤監査役 本 田 雅 也 印
監 査 役 後 藤 貴 紀 印
監 査 役 松 永 守 央 印
監 査 役 大 格 淳 印

（注）監査役 松永守央及び監査役 大格淳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2025年10月17日

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長 山本 健三

合併契約に係る会社法施行規則第182条第6項第1号ハに
定める後発事象について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約について、会社法施行規則第182条第6項第1号ハに定める後発事象は下記のとおりであります。なお、下記に定める「当社」は、ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社ではなく、黒崎播磨株式会社を指すものとします。

記

『日本製鉄株式会社による当社株式に対する公開買付けについて』

当社は、2025年8月1日開催の取締役会において、日本製鉄株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の株主を公開買付者のみとすることを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細については、2025年8月1日付で別途公表いたしました「当社の親会社である日本製鉄株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 公開買付者の概要

(1)名称	日本製鉄株式会社	
(2)所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 COO 今井 正	
(4)事業内容	製鉄、エンジニアリング、ケミカル・マテリアル、システムソリューションの各事業	
(5)資本金	569,519 百万円 (2025年3月31日現在)	
(6)設立年月日	1950年4月1日	
(7)大株主及び持株比率 (2025年3月31日現在) (注1)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14.8%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.3%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1.9%
	(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.8%
	KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.5%
	明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.3%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.3%
	日本製鉄グループ従業員持株会	1.2%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.2%
	株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.1%

(8) 当社と公開買付者の関係

資本関係	公開買付者は、本日現在、当社株式 15,632,004 株（所有割合（注2）：46.42%）を所有する当社の筆頭株主（注3）であり公開買付者の完全子会社である日鉄テックスエンジ株式会社（所有株式数 16,128 株、所有割合：0.05%）を通じた間 接所有分と合わせて対象者株式 15,648,132 株（所有割合：46.47%）を所有することにより、対象者を実質的に支配していることから、当社を連結子会社としております。
人的関係	当社の取締役 9 名の内うち 4 名が公開買付者の出身者であり、当社の監査役 4 名のうち 1 名が公開買付者の従業員としての地位を有しております。上記のほか、2025 年 3 月 31 日現在、当社の従業員 5 名が公開買付者に出向しており、公開買付者の従業員 8 名が当社グループ（注4）に出向しております。
取引関係	当社は公開買付者に、耐火物製品等を販売し、公開買付者から大型工業炉の新設・改修工事と整備作業を請け負っております。
関連当事者への該当状況	公開買付者は当社の親会社であり、公開買付者と当社は相互に関連当事者に該当します。

(注1)「大株主及び持株比率（2025 年 3 月 31 日現在）」は、公開買付者が 2025 年 6 月 24 日に提出した第 100 期有価証券報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(注2)「所有割合」とは、当社が 2025 年 7 月 29 日に公表した「2026 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（36,458,112 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（2,781,377 株）を控除した株式数（33,676,735 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

(注3) 筆頭株主であることは、当社が 2025 年 6 月 20 日に提出した第 134 期有価証券報告書「第 4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 大株主の状況」に記載された 2025 年 3 月 31 日時点の所有株式数によります。

(注4)「当社グループ」とは、当社並びにその連結子会社 12 社及び持分法適用関連会社 3 社（本日現在）等の総称をいいます。

2. 本公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

2026年2月上旬を目途に本公開買付けが開始されることを想定しております。

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,200円

(3) 買付予定の株式の数

買付予定数の下限 6,819,196株

以上

2025年10月17日

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長 山本 健三

合併契約に係る会社法施行規則第182条第6項第2号イに
定める後発事象について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約について、会社法施行規則第182条第6項第2号イに定める後発事象はありません。

以上

2025年10月17日

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長 山本 健三

合併契約に係る会社法施行規則第182条1項第5号に定める
吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約（以下当該合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、会社法施行規則第182条第1項第5号に定める、吸収合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項は下記のとおりであります。

記

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれており、また、本合併効力発生日以後の収益およびキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

以上より、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約に関する会社法第782条第1項に基づく吸収合併消滅会社の備置き書類は以上のとおりであります。

2025年10月17日

ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長 山本 健三

当社を吸収合併存続会社とし、ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社（本店所在地：北九州市若松区響町一丁目44番1号）を吸収合併消滅会社とする合併に関する会社法第801条第1項及び同条第3項第1号並びに会社法施行規則第200条に定める事後備置書類は以上のとおりです。

2026年1月9日

黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏